

第132回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場 所

仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

目 次

第132回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第132期事業報告	3
計算書類	24
連結計算書類	27
監査報告書	30
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 取締役15名選任の件	34
第3号議案 監査役3名選任の件	41
インターネット等による議決権行使のご案内	43
株主総会会場ご案内略図	

平成28年6月6日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏家照彦

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（43頁から44頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第132期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第132期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.77bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.77bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第132期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化や原油価格の下落の影響等に伴い、生産や輸出に弱い動きがみられましたが、全体としては緩やかな回復を続けました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、生産や個人消費に弱い動きがみられたものの、震災復興需要などに伴い経済活動は総じて高水準で推移しており、基調としては緩やかな回復を続けました。

こうしたなか、金利情勢については、日銀によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を背景に、長期金利は、平成28年2月以降、マイナス金利となるなど、過去最低水準で推移しました。一方、短期金利は、ゼロ近傍で推移しました。また、株価は、好調な企業業績などを背景に、平成27年4月には日経平均株価が約15年ぶりに2万円台を回復しましたが、期の後半にかけて世界経済の減速懸念の高まり等を反映し、平成28年2月には日経平均株価が一時1万4千円台となるなど、下落基調で推移しました。この間、為替相場は、期初の1ドル=120円台から、期の後半にかけて円高が進行し、期末には1ドル=112円台となりました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

〈東日本大震災の影響を踏まえた対応等〉

東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「復興特区支援利子補給金」をはじめとする、国や自

治体の支援策などを活用し、事業の再開や設備の復旧に向けた資金需要に積極的にお応えしましたほか、ビジネスマッチングなどの本業支援等を通じて、お客さまの販路の開拓・拡大などの経営課題の解決に向けた取組みを継続しました。

このほか、震災の影響により事業の継続やお借入れのご返済に支障をきたしているお取引先を支援するため、お取引先の状況等を踏まえ、お借入れ条件の変更に応じるなど弾力的な対応を継続してまいりました。特に、いわゆる二重ローン問題への対応につきましては、事業者のお客さまに対しまして、必要に応じて株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構をはじめとする外部機関等を活用しましたほか、本部に常駐する外部専門家等と連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。また、個人のお客さまに対しましては、一日も早い生活再建と地域の再生に向けて、東北財務局等と連携し、各地で無料相談会を開催するなど、「個人版私的整理ガイドライン」のメリットや効果等の周知に努めてまいりました。さらに、防災集団移転促進事業の対象となるお客さまに対しましては、新たな住宅建築を積極的に支援するため、引続き、専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の積極的な活用を図りました。

また、金融機能強化法の震災特例に基づく公的資金（期限付劣後特約付金銭消費貸借による借入金）につきましては、宮城県を中心とした被災地域の復興状況、および当行の財務状況を踏まえまして、公的資金返済後においても、中期経営計画における最も重要な施策であります「震災復興支援の強化」に十分に対応可能な財務基盤を構築できたと認識し、平成27年6月、全額返済しました。

今後とも、地域と共にある金融機関として、地域経済の震災からの復興に向け、これまで以上に全力で取り組んでいく所存であります。

（主要な事業施策等）

- イ. 地域に密着した営業を推進するため、六丁目支店を周辺地域の発展が期待されます仙台市地下鉄東西線「六丁目の目駅」の近隣に移転するとともに、同支店内に「六丁目ローンセンター」を併設しました。また当期中、お客さまの利便性向上を図るため、店舗外現金自動設備を4か所新設しました。その結果、平成28年3月末現在の店舗数は、出張所を含めて142か店、店舗外現金自動設備は254か所となりました。
- ロ. システム開発・維持の効率化やコストを抑制しながら、より迅速に新しい商品・サービスをお客さまに提供するため、横浜銀行、北陸銀行および北海道銀行の3行が共同利用するシステム（名称「MEJAR（メジャー）」）への移行を完了しました。
- ハ. 企業統治機能の更なる充実を図るため、当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および行動の指針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定するとともに、社外取締役を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設置しました。

ニ、地域の更なる魅力向上と地方創生に寄与することを目的として、株式会社日本政策投資銀行と「まちづくり事業推進に関する業務協力協定」を締結しましたほか、地域企業の技術ニーズと東北大学の研究シーズのマッチングによる地元ものづくり産業の競争力強化に向けた取組みとして、「七十七銀行・東北大学共同企画『地方創生・産学連携プログラム』」を開催しました。

ホ、アジアを中心とした国際化ニーズの広がりに対応し、海外ビジネス支援を強化するため、韓国の手銀行のひとつである新韓銀行、および新韓銀行の日本法人である株式会社SBJ銀行と3行間の協力協定を締結し、海外ネットワークの拡充を図ったほか、海外への事業展開を検討しているお取引先等に対して、海外ビジネス関連情報を提供する情報誌「Global Letter」を創刊しました。

ヘ、個人のお客さまの多様な資金ニーズにお応えするため、77くらしあっぷローン「フリープラン」に、主に年金収入の方を融資対象とした「シルバー口」と、女性の方を融資対象とした「女性応援口」を追加しました。また、利便性向上を図るため、不動産会社のタブレット端末を利用した住宅ローンの仮審査申込みの受付を開始しました。

ト、女性の活躍推進に向けた取組みの一環として、17年ぶりに女性の制服を更新しました。なお、旧制服につきましては、西アフリカ諸国、マリ共和国に対する支援を目的として寄贈しました。

(当期の業績)

当期の業績は、次のようになりました。

預 金 (譲渡性預金を含む)

預金(譲渡性預金を含む)は、震災に伴う復興関連事業の進展に伴い公金預金は減少しましたが、法人預金および個人預金が増加しました結果、1,163億円増加し、期末残高は7兆9,712億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は605億円増加し、8兆6,018億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、1,302億円増加し、期末残高は4兆3,578億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債で4,424億円減少しましたが、地方債等その他で2,376億円増加しました結果、期末残高は3兆4,789億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、1兆579億円減少し、51兆1,013億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、4億77百万ドル減少し、24億9百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は243億42百万円、当期純利益は156億62百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は275億31百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は158億57百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

当行の主要な営業基盤である宮城県においては、地域に甚大な被害をもたらした東日本大震災から5年が経過し、沿岸部では人手不足等の課題を抱えながらも、宅地造成・供給が本格化しており、交通インフラの充実や商業施設の開業など、まちづくり・産業再生に向けた動きが進展しております。

このようななか、地域金融機関は、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、それぞれの地域に根ざした取引先企業の事業性・将来性を適切に評価し、事業価値の向上につながる支援を通じて、地域産業の成長・発展に貢献する必要があります。また、人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、新たな産業基盤と雇用の創出に向けた支援など、地方創生に向けた取組みを通じて、地域価値の向上につなげていくことが求められております。このほか、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の強化への取組みを継続し、強固な経営基盤を構築していかなければなりません。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、昨年4月よりスタートした中期経営計画「VALUE UP～価値創造への挑戦～」に基づき、地域の皆さまとのお取引を一層深め、地域社会・経済の発展に貢献するという地域金融機関本来の使命に徹した経営を推進してまいる所存であります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	68,971	71,328	71,953	73,259
定期性預金	24,241	25,130	25,220	24,929
その他	44,729	46,198	46,733	48,329
貸 出 金	37,708	40,078	42,276	43,578
個人向け	7,763	8,315	8,859	9,316
中小企業向け	12,636	13,376	14,120	15,194
その他	17,307	18,386	19,295	19,067
商品有価証券	243	161	113	280
有 価 証 券	34,028	37,165	36,836	34,789
国 債	19,931	21,523	20,033	15,609
その他	14,097	15,641	16,803	19,179
総 資 産	82,337	84,783	85,597	85,700
内国為替取扱高	512,606	510,693	521,592	511,013
外国為替取扱高	百万ドル 3,496	百万ドル 3,273	百万ドル 2,886	百万ドル 2,409
経 常 利 益	百万円 20,598	百万円 25,458	百万円 30,463	百万円 24,342
当 期 純 利 益	百万円 12,161	百万円 14,747	百万円 16,876	百万円 15,662
1株当たり当期純利益	32円53銭	39円42銭	45円09銭	41円85銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	1,121	1,090	1,129	1,160
経 常 利 益	238	289	328	275
親会社株主に帰属 する当期純利益	124	150	170	158
包 括 利 益	520	357	793	△ 164
純 資 産 額	3,675	3,970	4,720	4,523
総 資 産	82,611	85,072	85,884	85,985

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,767人	2,791人
平 均 年 齢	39年 0月	39年 0月
平 均 勤 続 年 数	16年 8月	16年 10月
平 均 給 与 月 額	450千円	434千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
宮 城 県	127店 (うち出張所 5)	126店 (うち出張所 5)
福 島 県	6 (-)	6 (-)
岩 手 県	2 (-)	2 (-)
山 形 県	1 (-)	1 (-)
秋 田 県	1 (-)	1 (-)
東 京 都	2 (-)	2 (-)
愛 知 県	1 (-)	1 (-)
大 阪 府	1 (-)	1 (-)
北 海 道	1 (-)	1 (-)
合 計	142 (5)	141 (5)

- 注. 上記のほか、当年度末において、法人営業所1か所（前年度末1か所）、駐在員事務所1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を254か所（前年度末251か所）設置しております。
 また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を20,728か所（うち宮城県内425か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,436か所（うち宮城県内257か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,164か所（うち宮城県内206か所）それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
振込専用支店	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号

- 注1. 振込専用支店は、お取引先における振込入金の照合・確認にかかるサービス開始に伴い設置した仮想店舗であります。
 2. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。
 ①当年度中に設置した店舗外現金自動設備
 ヨークベニマル仙台六丁の目店（仙台市若林区）
 フーズガーデン玉浦食彩館（宮城県岩沼市）
 ヤマザワ白石北店（宮城県白石市）
 J R 長 町 駅（仙台市太白区）
 ②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備
 宮城県登米合同庁舎（宮城県登米市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,193
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店端末システムの更改	785
店舗の新築	338

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
七十七ビジネス サービス株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	現金等の精査整理 収納割符等の整理集計	昭和 55. 1. 14	百万円 20	% 100.00	—
七十七事務代行 株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	担保不動産の調査 債権書類の保管業務 事務等受託業務	昭和 62. 3. 3	30	100.00	—
七十七リース 株式会社	仙台市青葉区本町 二丁目15番1号	機械、器具、車輛等の 賃貸借および売買	昭和 49.11.25	100	58.82 (52.94)	—
七十七信用保証 株式会社	仙台市青葉区木町通 二丁目1番12号	信用保証ならびに 信用調査業務	昭和 53.10. 2	30	50.90 (45.90)	—
七十七コンピューター サービス株式会社	仙台市泉区明通 二丁目10番1	電子計算機器等による 計算業務の受託	昭和 57. 1. 29	20	50.00 (45.00)	—
株式会社 七十七カード	仙台市宮城野区榴岡 二丁目4番22号	クレジットカード業務 金 銭 の 貸 付	昭和 58. 2. 22	64	34.34 (28.28)	—

注1. 上記の重要な子会社等6社を連結対象子会社としており、当行が有する子会社等の議決権比率は（ ）内の間接所有割合を含めて記載しております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

2. 七十七コンピューターサービス株式会社および株式会社七十七カードについては、上記のほか、緊密な関係にある者がそれぞれ45.00%、45.45%の議決権を有しているため、連結対象子会社としております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行との間で、勘定系等の基幹系システム（名称「MEJAR（メジャー）」）の共同利用を行っております。また、株式会社東日本銀行を新たに加え、5行によるシステム共同利用に向けた検討を行うことで、平成28年3月に基本合意しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鎌 田 宏	(代表取締役) 取締役会長	・ 仙台商工会議所会頭 ・ 東洋刃物株式会社 社外監査役	
氏 家 照 彦	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当	・ 東北特殊鋼株式会社 社外監査役	
永 山 勝 教	(代表取締役) 取締役副頭取 秘書室、コンプライアンス統轄部、 人事部、東京事務所担当	・ 株式会社カルラ 社外監査役	
神 部 光 崇	専務取締役 総合企画部、リスク統轄部担当		
藤 代 哲 也	常務取締役 審査部、事務統轄部、 システム部担当		
鈴 木 勇	常務取締役 資金証券部、総務部担当		
五十嵐 信	常務取締役 営業統轄部、営業渉外部、 住宅融資部担当		
小 林 英 文	常務取締役 地域開発部、市場国際部担当		
高 橋 猛	取 締 役 執 行 役 員 本店営業部長		
津 田 政 克	取 締 役 執 行 役 員 人事部長		
誉 田 敏 三	取 締 役 執 行 役 員 監査部長		
菅 原 亨	取 締 役 執 行 役 員 システム部長		
鈴 木 広 一	取 締 役 執 行 役 員 卸町支店長		
杉 田 正 博	取 締 役 (社外取締役)	・ MSD株式会社監査役 ・ 株式会社堀場製作所 社外取締役	
中 村 健	取 締 役 (社外取締役)	・ 弁護士 ・ 株式会社高速 社外取締役	
中 村 修 治	常勤監査役		
澤 野 博 文	常勤監査役		
庄 子 正 昭	監 査 役 (社外監査役)		
鈴 木 敏 夫	監 査 役 (社外監査役)		
山 浦 正 井	監 査 役 (社外監査役)		

注. 当行は、取締役杉田正博氏、取締役中村健氏、監査役庄子正昭氏、監査役鈴木敏夫氏および監査役山浦正井氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
志藤 敦	執行役員 東京支店長
小野寺 芳一	執行役員 総合企画部長
工藤 和浩	執行役員 古川支店長
今野 晃	執行役員 事務統轄部長
菊地 健二	執行役員 営業統轄部長
會田 正	執行役員 石巻支店長兼湊支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 役員報酬の決定方針および決定方法

- ① 当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定めております。具体的な年間の報酬限度額は、取締役に対する報酬額が360百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役に対する報酬額が80百万円以内となっております。また、取締役（社外取締役を除く）についてはこの報酬限度額とは別枠にて、「株式報酬型ストックオプション」としての報酬額を年額200百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しております。
- ② 取締役の報酬等は、「取締役報酬等規定」および「役員新株予約権支給規定」を定め、透明性および公正性を勘案し、以下のとおり適切に運用しております。
 - ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、「月次報酬」、「賞与」、および中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」の3つで構成しております。
 - ・ 社外取締役の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、「月次報酬」のみとしております。
- ③ 取締役の報酬等については、透明性および公正性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたしております。
- ④ 監査役の報酬は、監査役の独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、「月次報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額 (単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	16	(139) 456
監 査 役	6	(-) 57
計	22	(139) 513

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成27年6月26日開催の第131回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が72百万円（使用人分給与63百万円、使用人分賞与8百万円）あります。
4. 上記には、役員賞与引当金繰入額25百万円、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権114百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	
庄 子 正 昭 (社 外 監 査 役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
鈴 木 敏 夫 (社 外 監 査 役)	
山 浦 正 井 (社 外 監 査 役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
杉 田 正 博 (社 外 取 締 役)	MSD株式会社監査役 当行と当社との取引はありません。
	株式会社堀場製作所社外取締役 当行と当社との取引はありません。
中 村 健 (社 外 取 締 役)	株式会社高速社外取締役 当行は同社と貸出金等の取引があります。
庄 子 正 昭 (社 外 監 査 役)	該当ありません。
鈴 木 敏 夫 (社 外 監 査 役)	該当ありません。
山 浦 正 井 (社 外 監 査 役)	該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田正博 (社外取締役)	2年9月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
中村健 (社外取締役)	0年9月	取締役または監査役として当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、監査役退任までの当期開催の監査役会4回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
庄子正昭 (社外監査役)	3年9月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、当期開催の監査役会18回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
鈴木敏夫 (社外監査役)	2年9月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、当期開催の監査役会18回のすべてに出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
山浦正井 (社外監査役)	0年9月	平成27年6月の就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、同じく就任以降に開催された監査役会14回のうち13回に出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。

注. 中村健氏は、第131回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等の報酬等
報酬等の合計	5	21	—

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の記載内容に対する意見はありません。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第2回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成22年8月2日</p> <p>③新株予約権の数 2,168個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 216,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成22年8月3日から平成47年8月2日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	8名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第3回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成23年8月1日</p> <p>③新株予約権の数 3,458個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 345,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成48年8月1日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	10名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第4回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成24年7月27日</p> <p>③新株予約権の数 3,674個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 367,400株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	11名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第5回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成25年7月29日</p> <p>③新株予約権の数 2,472個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 247,200株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	12名
取締役 (社外取締役を除く)	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第6回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成26年8月1日</p> <p>③新株予約権の数 2,109個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 210,900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月2日から平成51年8月1日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	13名
	<p>①名称 株式会社七十七銀行 第7回株式報酬型新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 平成27年7月31日</p> <p>③新株予約権の数 1,489個</p> <p>④目的となる株式の種類および数 普通株式 148,900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日まで</p> <p>⑥権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。</p>	13名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	①名称 株式会社七十七銀行 第7回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年7月31日 ③新株予約権の数 342個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式 34,200株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日まで ⑥権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	6名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷藤雅俊 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村大輔	83	会計監査人が対価を得て行う非監査業務 ・MEJAR移行による財務報告にかかる内部統制の見直しに関する助言・指導業務

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、90百万円であります。

5. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況および監査時間や監査報酬の推移を確認するとともに、当事業年度の監査計画の適切性および報酬見積りの算出根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・ 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。
- ・ 会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合のほか会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
 - ロ. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。
 - ハ. 当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。
- ニ. 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- ホ. 当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- ヘ. 監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めるときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ト. 当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- チ. 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- リ. 当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

ロ. 当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。

ハ. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。

ロ. 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

ハ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

ニ. 当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

① 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。

② 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ロ. 当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。

② 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。

③ 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。

ハ. 当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ニ. 当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
- ② 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- ③ 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

(8) 当行の監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 取締役および使用人は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

ロ. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、報告を行う。
- ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査役への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。
- ロ. 監査役に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ロ. 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- ロ. 監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役および使用人に対して説明を求められることができる。
- ハ. 監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を7回、その下部機関であるコンプライアンス部会を13回それぞれ開催し、法令等遵守体制の整備・強化を図るとともに、役職員に対する法令等遵守の徹底を図るために部店毎設置しているコンプライアンス推進委員会を毎月1回以上の頻度で開催しました。

また、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として専用電話等を設置・運営し、行内における報告体制の整備を図っております。

(2) リスク管理体制

リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署

は、各リスクの状況等について分析・評価を行い、常務会および役員部長連絡会で報告しました。

また、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、業務継続訓練を実施しました。

(3) 取締役の職務執行体制

イ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき職務を執行したほか、職務の執行状況について、取締役会、常務会および役員部長連絡会等で報告しました。

ロ. 取締役会を15回開催したほか、取締役会の委任を受けた範囲において重要事項の協議を行う常務会を43回開催しました。

ハ. 執行役員は、取締役会の決議により委任された業務について、組織規定に定めた職務権限等に基づき執行しました。

ニ. 取締役の職務執行にかかる文書については、セキュリティスタンダード等に基づき、保管および管理しております。

(4) グループ会社の管理体制

頭取と子会社の社長が出席する会議を2回開催し、情報の共有化を通じて管理および連携の強化を図ったほか、子会社との間に予め定める事項について、都度協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行いました。

また、子会社の事業等の健全性を維持するため、監査部にて業務運営状況の監査を実施しました。

(5) 監査役の職務執行体制

イ. 監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

ロ. 監査役は、代表取締役との定期的会合を3回開催し、意見交換・意見表明を行いました。また、会計監査人との会合を7回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。

ハ. 監査役の職務を補助する専任の使用人を1名配置しております。

第132期末（平成28年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	485,911	預 金	7,325,912
現 預 け 金	55,918	当 座 預 金	180,053
預 け 金	429,992	普 通 預 金	4,430,849
コ ー ル 口 ー ン	115,560	貯 蓄 預 金	133,541
買 入 金 銭 債 権	4,740	通 知 預 金	11,226
商 品 有 価 証 券	28,056	定 期 預 金	2,476,427
商 品 国 債	590	積 立 預 金	16,540
商 品 地 方 債	5,464	そ の 他 の 預 金	77,272
その他の商品有価証券	22,001	譲 渡 性 預 金	645,330
金 銭 の 信 託	76,278	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	20,908
有 価 証 券	3,478,904	借 用 金	500
国 債	1,560,945	借 入 金	500
地 方 債	228,957	外 国 為 替	82
社 債	997,218	売 渡 外 国 為 替	25
株 式	125,208	未 払 外 国 為 替	56
そ の 他 の 証 券	566,575	そ の 他 負 債	52,946
貸 出 金	4,357,890	未 決 済 為 替 借	31
割 引 手 形	10,331	未 払 法 人 税 等	4,609
手 形 貸 付	160,996	未 払 費 用	4,200
証 書 貸 付	3,632,934	前 受 収 益	1,589
当 座 貸 越	553,628	給 付 補 填 備 金	4
外 国 為 替	4,313	金 融 派 生 商 品	5,859
外 国 他 店 預 け	4,139	リ ー ス 債 務	250
買 入 外 国 為 替	170	資 産 除 去 債	641
取 立 外 国 為 替	3	そ の 他 の 負 債	35,759
そ の 他 資 産	15,348	役 員 賞 与 引 当 金	25
未 決 済 為 替 貸	5	退 職 給 付 引 当 金	23,641
前 払 費 用	36	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	403
未 収 収 益	6,200	偶 発 損 失 引 当 金	799
金 融 派 生 商 品	4,893	災 害 損 失 引 当 金	7
そ の 他 の 資 産	4,211	繰 延 税 金 負 債	21,108
有 形 固 定 資 産	35,571	支 払 承 諾	35,302
建 物	8,823	負 債 の 部 合 計	8,126,968
土 地	20,222	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	191	資 本 金	24,658
建 設 仮 勘 定	257	資 本 剰 余 金	7,835
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,076	資 本 準 備 金	7,835
無 形 固 定 資 産	290	利 益 剰 余 金	302,543
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	290	利 益 準 備 金	24,658
支 払 承 諾 見 返	35,302	そ の 他 利 益 剰 余 金	277,884
貸 倒 引 当 金	△ 68,116	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	784
		別 途 積 立 金	259,805
		繰 越 利 益 剰 余 金	17,294
		自 己 株 式	△ 4,422
		株 主 資 本 合 計	330,614
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	115,195
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3,446
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	111,748
		新 株 予 約 権	721
		純 資 産 の 部 合 計	443,084
資 産 の 部 合 計	8,570,052	負債及び純資産の部合計	8,570,052

第132期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		104,318
資金運用収益	74,750	
貸出金利息	43,893	
有価証券利息配当金	30,575	
コールローン利息	63	
預け金利息	143	
その他の受入利息	73	
役務取引等収益	16,182	
受入為替手数料	6,864	
その他の役務収益	9,318	
その他業務収益	562	
商品有価証券売買益	59	
国債等債券売却益	471	
国債等債券償還益	31	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	12,821	
貸倒引当金戻入益	6,386	
株式等売却益	2,309	
金銭の信託運用益	2,057	
その他経常収益	2,068	
経常費用	3,957	79,975
資金調達費用	2,275	
預金利息	494	
譲渡性預金利息	366	
コールマネー利息	181	
債券借取引支払利息	7	
借入金利息	614	
金利スワップ支払利息	17	
その他の支払利息	6,217	
役務取引等費用	1,993	
支払為替手数料	4,223	
その他の役務費用	6,242	
その他業務費用	1,245	
外国為替売買損	280	
国債等債券売却損	710	
国債等債券償還損	3,991	
国債等債券償却	13	
金融派生商品費用	61,863	
営その他経常費用	1,694	
貸出金償却損	5	
株式等売却損	0	
株式等償却損	764	
金銭の信託運用損	235	
その他経常費用	688	
経常利益		24,342
特別利益		438
特別損失	438	
税引前当期純利益		23,903
法人税、住民税及び事業税	8,460	
法人税等調整額	△ 218	
法人税等合計		8,241
当期純利益		15,662

第132期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	24,658	7,835	7,835	24,658	727	246,305	18,557	290,249
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△ 3,368	△ 3,368
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	79	-	△ 79	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△ 23	-	23	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	13,500	△13,500	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	15,662	15,662
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	56	13,500	△ 1,262	12,293
当期末残高	24,658	7,835	7,835	24,658	784	259,805	17,294	302,543

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△ 4,419	318,323	139,368	△ 415	138,953	593	457,870
当期変動額							
剰余金の配当	-	△ 3,368	-	-	-	-	△ 3,368
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	15,662	-	-	-	-	15,662
自己株式の取得	△ 14	△ 14	-	-	-	-	△ 14
自己株式の処分	11	11	-	-	-	-	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	△24,173	△ 3,030	△27,204	127	△27,076
当期変動額合計	△ 3	12,290	△24,173	△ 3,030	△27,204	127	△14,786
当期末残高	△ 4,422	330,614	115,195	△ 3,446	111,748	721	443,084

(平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	485,921	預 金	7,320,108
コールローン及び買入手形	115,560	譲 渡 性 預 金	643,630
買入金銭債権	4,740	債券貸借取引受入担保金	20,908
商品有価証券	28,056	借 用 金	4,466
金銭の信託	76,278	外 国 為 替	82
有 価 証 券	3,491,511	そ の 他 負 債	66,825
貸 出 金	4,350,795	役員賞与引当金	41
外 国 為 替	4,313	退職給付に係る負債	36,278
リース債権及びリース投資資産	15,556	役員退職慰労引当金	47
そ の 他 資 産	27,532	睡眠預金払戻損失引当金	403
有形固定資産	35,969	偶発損失引当金	799
建 物	8,834	災 害 損 失 引 当 金	7
土 地	20,222	繰 延 税 金 負 債	17,371
リ ー ス 資 産	105	支 払 承 諾	35,302
建設仮勘定	257	負 債 の 部 合 計	8,146,272
その他の有形固定資産	6,549	(純資産の部)	
無形固定資産	308	資 本 金	24,658
ソフトウェア	12	資 本 剰 余 金	7,835
その他の無形固定資産	295	利 益 剰 余 金	304,910
繰延税金資産	1,687	自 己 株 式	△ 4,396
支払承諾見返	35,302	株 主 資 本 合 計	333,007
貸倒引当金	△ 74,950	その他有価証券評価差額金	115,223
		繰延ヘッジ損益	△ 3,446
		退職給付に係る調整累計額	△ 8,495
		その他の包括利益累計額合計	103,281
		新 株 予 約 権	721
		非 支 配 株 主 持 分	15,301
		純 資 産 の 部 合 計	452,310
資産の部合計	8,598,583	負債及び純資産の部合計	8,598,583

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		116,077
資 金 運 用 収 益	74,888	
貸 出 金 利 息	43,997	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	30,610	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	63	
預 け 金 利 息	143	
そ の 他 の 受 入 利 息	73	
役 務 取 引 等 収 益	17,208	
そ の 他 業 務 収 益	10,514	
そ の 他 経 常 収 益	13,466	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,193	
そ の 他 の 経 常 収 益	6,272	
経 常 費 用		88,546
資 金 調 達 費 用	3,980	
預 金 利 息	2,274	
譲 渡 性 預 金 利 息	494	
コ ー ル マ ー ン 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	366	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	181	
借 用 金 利 息	47	
そ の 他 の 支 払 利 息	616	
役 務 取 引 等 費 用	5,689	
そ の 他 業 務 費 用	13,502	
営 業 経 費	63,646	
そ の 他 経 常 費 用	1,727	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,727	
経 常 利 益		27,531
特 別 利 益		-
特 別 損 失		438
減 損 損 失	438	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,119	
法 人 税 等 調 整 額	383	
法 人 税 等 合 計		9,502
当 期 純 利 益		17,589
非支配株主に帰属する当期純利益		1,731
親会社株主に帰属する当期純利益		15,857

(平成27年4月1日から)
平成28年3月31日まで) **連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	7,835	292,420	△ 4,393	320,520
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 3,368	—	△ 3,368
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	15,857	—	15,857
自己株式の取得	—	—	—	△ 14	△ 14
自己株式の処分	—	—	△ 0	11	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	12,489	△ 3	12,486
当期末残高	24,658	7,835	304,910	△ 4,396	333,007

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	139,396	△ 415	△ 1,637	137,343	593	13,571	472,029
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 3,368
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	15,857
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 14
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△24,172	△ 3,030	△ 6,858	△34,062	127	1,729	△32,205
当期変動額合計	△24,172	△ 3,030	△ 6,858	△34,062	127	1,729	△19,718
当期末残高	115,223	△ 3,446	△ 8,495	103,281	721	15,301	452,310

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 七 十 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告にかかる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 七 十 七 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役 中 村 修 治 ㊟

常勤監査役 澤 野 博 文 ㊟

社外監査役 庄 子 正 昭 ㊟

社外監査役 鈴 木 敏 夫 ㊟

社外監査役 山 浦 正 井 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,684,028,466円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり9円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	12,000,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	12,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	かま た ひろし 鎌 田 宏 (昭和16年4月11日生)	昭和40年4月 当行入行 平成3年6月 当行経理部長 平成4年6月 当行企画部長 平成5年6月 当行取締役企画部長 平成7年6月 当行取締役本店営業部長 平成9年6月 当行常務取締役 平成13年6月 当行専務取締役 平成14年6月 当行代表取締役副頭取 平成17年6月 当行代表取締役頭取 平成22年6月 当行代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 仙台商工会議所会頭 東洋刃物株式会社社外監査役	155,645 株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成5年6月取締役に就任し、平成14年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			
2	うじ いえ てる ひこ 氏 家 照 彦 (昭和21年8月29日生)	昭和44年4月 日本興業銀行入行 平成4年8月 同行関連事業部参事役 平成5年6月 当行取締役営業開発部長 平成7年6月 当行取締役営業推進部長 平成9年6月 当行取締役本店営業部長 平成10年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成11年6月 当行常務取締役調査部長 平成12年3月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行代表取締役副頭取 平成22年6月 当行代表取締役頭取 現在に至る (担当) 監査部 (重要な兼職の状況) 東北特殊鋼株式会社社外監査役	866,921 株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成5年6月取締役に就任し、平成17年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
3	なが やま よし あき 永山勝教 (昭和22年5月15日生)	昭和46年4月 当行入行 平成5年6月 当行ニューヨーク支店長 平成7年6月 当行国際部長 平成9年6月 当行取締役営業推進部長 平成11年6月 当行取締役東京支店長 平成13年4月 当行取締役総合企画部長 平成15年6月 当行常務取締役 平成15年11月 当行常務取締役国際部長 平成16年6月 当行常務取締役 平成18年6月 当行専務取締役 平成20年6月 当行代表取締役専務 平成22年6月 当行代表取締役副頭取 現在に至る (担当) 秘書室、コンプライアンス統轄部、人事部、 東京事務所 (重要な兼職の状況) 株式会社カルラ社外監査役	50,500株
(取締役候補者とした理由) 長年の金融業務の経験と、平成9年6月取締役に就任し、平成20年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			
4	ふじ しろ てつ や 藤代哲也 (昭和28年3月1日生)	昭和51年4月 当行入行 平成9年3月 当行南町通支店長 平成10年3月 当行東京事務所長 平成12年6月 当行白石支店長 平成14年6月 当行調査部長 平成16年3月 当行名掛丁支店長 平成17年6月 当行取締役営業統轄部長 平成20年6月 当行取締役東京支店長 平成21年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 審査部、事務統轄部、システム部	18,600株
(取締役候補者とした理由) 営業店長、調査部長等を歴任後、平成17年6月取締役に就任。以降、特に審査部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
5	いがらし まこと 五十嵐 信 (昭和32年3月18日生)	昭和55年4月 当行入行 平成12年9月 当行小名浜支店長 平成14年6月 当行芭蕉の辻支店長 平成16年6月 当行白石支店長 平成17年6月 当行総務部長 平成18年6月 当行人事部長 平成21年6月 当行取締役東京支店長 平成24年6月 当行取締役営業統轄部長 平成25年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 営業統轄部、営業渉外部、住宅融資部	20,000 株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、人事部長等を歴任後、平成21年6月取締役に就任。以降、特に営業推進部門を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		
6	こばやし ひで ふみ 小林 英文 (昭和32年9月22日生)	昭和56年4月 当行入行 平成12年3月 当行泉中央支店長 平成14年3月 当行個人営業部個人営業課長 平成16年6月 当行東京事務所長 平成18年6月 当行資金証券部長 平成20年6月 当行総合企画部長 平成22年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行取締役本店営業部長 平成26年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成27年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 地域開発部、市場国際部	18,000 株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、総合企画部長等を歴任後、平成22年6月取締役に就任。以降、特に地域開発部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		
7	たか はし たけし 高橋 猛 (昭和32年10月17日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年3月 当行湊支店長 平成16年3月 当行大阪支店長 平成18年6月 当行塩釜支店長 平成20年6月 当行審査部長 平成23年6月 当行取締役審査部長 平成24年6月 当行取締役石巻支店長 平成25年3月 当行取締役石巻支店長兼湊支店長 平成26年6月 当行取締役執行役員石巻支店長兼湊支店長 平成27年6月 当行取締役執行役員本店営業部長 現在に至る	5,000 株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、審査部長を歴任後、平成23年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、特に本店営業部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
8	つだまさかつ 津田政克 (昭和31年7月3日生)	昭和56年4月 当行入行 平成15年3月 当行涌谷支店長 平成17年3月 当行名古屋支店長 平成19年6月 当行名掛丁支店長 平成21年6月 当行人事部長 平成23年6月 当行取締役人事部長 兼罹災者支援室長 平成26年6月 当行取締役執行役員人事部長 現在に至る	13,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、人事部長を歴任後、平成23年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、人事部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		
9	ほまれだとしみ 誉田敏三 (昭和33年4月2日生)	昭和57年4月 当行入行 平成16年3月 当行鶴ヶ谷支店長 平成17年6月 当行大河原支店長 平成18年6月 当行宮町支店長 平成20年6月 当行市場国際部長 平成24年6月 当行取締役東京支店長 平成26年6月 当行取締役執行役員監査部長 現在に至る	11,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、市場国際部長を歴任後、平成24年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、監査部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		
10	すがわらとおる 菅原亨 (昭和34年12月21日生)	昭和58年4月 当行入行 平成15年6月 当行扇町支店長 平成17年6月 当行北仙台支店長 平成18年6月 当行大阪支店長 平成20年6月 当行システム部副部長 平成21年6月 当行システム部長 平成25年6月 当行取締役システム部長 平成26年6月 当行取締役執行役員システム部長 現在に至る	10,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、システム部長等を歴任後、平成25年6月取締役、平成26年6月取締役執行役員に就任。以降、システム部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
11	すずき こういち 鈴木 広一 (昭和37年2月26日生)	昭和59年4月 当行入行 平成17年3月 当行涌谷支店長 平成19年9月 当行増田支店長 平成21年6月 当行総務部長 平成25年6月 当行営業統轄部長 平成26年6月 当行執行役員営業統轄部長 平成27年6月 当行取締役執行役員卸町支店長 現在に至る	6,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、営業統轄部長等を歴任後、平成26年6月執行役員、平成27年6月取締役執行役員に就任。以降、卸町支店長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。		
12	※ しとう あつし 志藤 敦 (昭和37年2月7日生)	昭和60年4月 当行入行 平成17年6月 当行秘書室長 平成20年6月 当行福島支店長 平成22年6月 当行泉支店長 平成24年6月 当行市場国際部長 平成26年6月 当行執行役員東京支店長 現在に至る	8,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、市場国際部長等を歴任し、その豊富な業務経験を活かし、平成26年6月以降は、執行役員として当行の経営を担っております。今後、取締役として、当行の事業発展への貢献が期待できる人材であり、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。		
13	※ おの でら よし かず 小野寺 芳一 (昭和37年3月19日生)	昭和60年4月 当行入行 平成19年9月 当行八幡町支店長 平成21年3月 当行吉岡支店長 平成23年6月 当行事務管理部長 平成25年6月 当行総合企画部長 平成26年6月 当行執行役員総合企画部長 現在に至る	4,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業店長、総合企画部長等を歴任し、その豊富な業務経験を活かし、平成26年6月以降は、執行役員として当行の経営を担っております。今後、取締役として、当行の事業発展への貢献が期待できる人材であり、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
14	すぎ た まさ ひろ 杉 田 正 博 (昭和19年10月20日生)	昭和42年 4月 日本銀行入行 平成 8年 5月 同行国際局長 平成10年 6月 日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年 9月 日本銀行監事 平成15年12月 万有製薬株式会社 (現MSD株式会社) 常勤監査役 平成18年 6月 株式会社堀場製作所取締役 現在に至る 平成19年 6月 当行監査役 平成21年10月 万有製薬株式会社 (現MSD株式会社) 監査役 現在に至る 平成25年 6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) MSD株式会社監査役 株式会社堀場製作所社外取締役	2,000 株
(取締役候補者とした理由) 主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
15	なか むら けん 中 村 健 (昭和23年1月7日生)	昭和49年 4月 弁護士登録(仙台弁護士会) 昭和52年 9月 中村健法律事務所開設 現在に至る 平成 8年 6月 株式会社高速監査役 平成16年11月 株式会社北洲監査役 現在に至る 平成19年 6月 当行監査役 平成25年 6月 株式会社高速取締役 現在に至る 平成27年 6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社高速社外取締役	5,000 株
(取締役候補者とした理由) 長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

注1. ※印は新任候補者を示しております。

注2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

注3. 杉田正博氏、中村健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、両氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

注4. 杉田正博氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であり、中村健氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

- 注5. 杉田正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注6. 中村健氏および中村健法律事務所は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 社外取締役候補者杉田正博氏、中村健氏の取締役選任が承認された場合、当行は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役のうち中村修治、澤野博文、庄子正昭の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式の数
1	なかむらしゅうじ 中村修治 (昭和33年3月6日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年6月 当行秋田支店長 平成19年3月 当行総合企画部副部長 平成20年6月 当行日本橋支店長 平成23年3月 当行一番町支店長 平成24年6月 当行常勤監査役 現在に至る	9,000株
	(監査役候補者とした理由) 営業店長等を歴任後、平成24年6月常勤監査役に就任。当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験、並びに十分な社会的信用を有していると判断し、監査役候補者といたしました。		
2	さわのひろふみ 澤野博文 (昭和34年5月23日生)	昭和57年4月 当行入行 平成13年4月 当行秘書室長 平成17年6月 当行仙台市役所支店長 平成20年6月 当行事務管理部長 平成23年6月 当行監査部長 平成24年6月 当行取締役監査部長 平成26年6月 当行常勤監査役 現在に至る	43,700株
	(監査役候補者とした理由) 営業店長、監査部長等を歴任後、平成24年6月取締役、平成26年6月常勤監査役に就任。当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験、並びに十分な社会的信用を有していると判断し、監査役候補者といたしました。		
3	しょうじまさあき 庄子正昭 (昭和22年3月3日生)	昭和44年4月 宮城県採用 平成18年4月 宮城県出納長 平成22年4月 宮城県信用保証協会会長 平成24年6月 当行監査役 現在に至る	1,000株
	(監査役候補者とした理由) 地方行政に長く携った豊富な経験や幅広い識見から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験、並びに十分な社会的信用を有していると判断し、監査役候補者といたしました。		

注1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

注2. 庄子正昭氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は、庄子正昭氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

- 注3. 庄子正昭氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外監査役に適任であり、当行の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、庄子正昭氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
- 注4. 庄子正昭氏は、当行の取引先である宮城県および宮城県信用保証協会の出身者であります。当行は宮城県に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。宮城県との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 宮城県信用保証協会は、中小企業者が当行をはじめとする金融機関から事業資金を借入れる際に、公的な保証人となって借入れを容易にする保証機関であり、金融の円滑化を図ることを目的として信用保証協会法によって設立された公的機関であります。同協会との取引は、当行からの中小企業者の借入にかかる保証のほか、主に預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- また、同氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 宮城県信用保証協会では、取締役候補者の藤代哲也氏が非常勤理事を、当行の元使用人が常務理事をそれぞれ務めており、庄子正昭氏が当行の社外監査役に就任した場合、当行と同協会は社外役員の相互就任の関係となります。前記のとおり、同協会は、金融の円滑化を図ることを目的として信用保証協会法によって設立された公的機関であることから、相互就任によって庄子正昭氏の社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。
- 注6. 社外監査役候補者庄子正昭氏の監査役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

7. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを利用する場合

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ③ インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft[®]Internet Explorer Ver.5.01 SP2以上を使用できること
- ④ ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

- ⑤ 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以上またはAdobe® Reader® Ver.6.0以上を使用できること

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話を利用する場合

- ① 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ]のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

- ② 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Incorporated、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00 ~ 21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場ご案内略図

会場

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

七十七銀行本店4階会議室

電話 (022) 267-1111 (代表)



最寄りの駅

J R 線	仙台駅	から徒歩	約10分
J R 仙石線	あおば通駅	から徒歩	約5分
仙台市地下鉄	仙台駅	から徒歩	約7分
仙台市地下鉄東西線	青葉通一番町駅	から徒歩	約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。